
よくあるご質問

- [1 申請について](#)
- [2 対象機器について](#)
- [3 購入・設置について](#)
- [4 実績報告について](#)
- [5 補助金の振込について](#)
- [6 その他](#)

1 申請について

Q1-1 世帯主でなくても申請ができますか。

→申請者は同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請時の添付書類の見積書、実績報告時の添付書類の領収書、口座、家電リサイクル券等の名義を同一の方にしてください。また、申請は1世帯あたりエアコン又は冷蔵庫のどちらか1台までとなります。

Q1-2 申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。

→申請できません。購入者の方が申請してください。

Q1-3 二世帯住宅に居住している場合、それぞれの世帯が申請できますか。

→住民登録の世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請ができます。

Q1-4 過去に同補助金を申請し、補助金の交付を受けました。今年度も申請できますか。

→令和4年度及び令和5年度に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方（世帯）は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。

例) ・過去にエアコンの補助金の交付を受けた場合、冷蔵庫の申請可

・過去に冷蔵庫の補助金の交付を受けた場合、エアコンの申請可

Q1-5 既存の家電をリサイクルショップ等に売り払い、新たな省エネ家電を購入する場合は、補助の対象となりますか。

→対象となりません。

家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。

Q1-6 既存の家電を知人に譲り、新たに1台購入する場合、補助の対象となりますか。

→対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。

Q 1-7 エアコンを1台廃棄して、電気冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象となりますか。

→対象となりません。

エアコンをリサイクル処分してエアコンを購入するといった同種の家電の買換えを対象としています。

Q 1-8 令和6年5月10日（対象期間前）以前に購入した場合、補助の対象となりますか。

→対象となりません。当事業は、購入前に申請書を提出し交付決定を受ける必要があります。

2 対象機器について

Q 2-1 補助対象となる機器はどこで確認できますか。

→販売店か省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) で確認ができます。

Q 2-2 買換え予定の製品の統一省エネルギーラベル多段階評価がわかりません。

→省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) で確認ができます。

Q 2-3 中古品は対象となりますか。

→対象となりません。新品（未使用）である必要があります。

Q 2-4 リース（レンタル）品は対象となりますか

→対象となりません。

Q 2-5 インターネット（EC サイト）で購入した家電は対象になりますか。

→対象となりません。

市内の販売店舗で購入した場合が補助対象となります。

Q 2-6 新たにエアコン又は冷蔵庫を設置する場合は、対象になりますか？

→対象となりません。

現在自宅に設置されているエアコン又は冷蔵庫からの買換えが対象です。

Q 2-7 取付費用や処分費用などは補助対象経費に含まれますか？

→対象となりません。

補助対象経費は本体価格（税抜き）のみとなります。

3 購入・設置について

Q 3-1 申請した機種が取付できず、機種を変更するになりました。変更はできますか。
→申請した機種が変更になる場合は、変更した機種が補助対象機種であるかの確認を行うため、見積書の再提出が必要となります。事前に環境政策課にご連絡ください。

Q 3-2 クレジットカードやQRコード決済での支払いは対象になりますか？
→クレジットカード、電子マネー、QRコード決済においても対象ですが、領収書が必要になるため、販売店にご確認の上、ご利用ください。

Q 3-3 購入時に使用したクーポン等の割引は購入費用に含まれますか？
→販売店で商品代金から割引があった場合は、割引後の金銭支払い額を補助対象経費として補助金額を決定します。

Q 3-4 家電リサイクルの方法を教えてください。
→新しい家電を購入した店舗等に既存家電のリサイクルを依頼する方法や、郵便局で手続きの上、ご自身で指定引取場所に運搬する方法等があります。詳しくは「一般財団法人家電製品協会 <https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/>」のホームページをご確認ください。

Q 3-5 見積書の金額より実際の購入金額が変わった場合はどうなりますか？
→実際に支払った購入金額の3分の1の額又は30,000円のいずれか低い額が交付額となるため、交付決定でお知らせした補助額が変更となる場合があります。
ただし、実際の購入金額が見積額を上回った場合には、交付決定でお知らせした補助額を変更することはできません。

Q 3-6 商品券やポイントで購入した場合は対象になりますか？
→商品券やポイントが本体代金に充てられている場合は対象になります。

Q 3-7 購入費等の支払いを証する書類の写しに記載されるの金額は、補助対象設備以外が含まれていてもいいですか？
→他の商品の金額が含まれていても構いません。ただし、補助対象機器については本体購入価格等がわかる内訳を明示してください。

4 実績報告について

Q 4-1 補助金の振込先の口座は本人名義以外の口座を指定できますか？
→申請者本人名義の口座に限ります。

Q 4 - 2 家電製品の製造メーカーが発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することはできますか。

→製造メーカー発行の保証書がない場合は、補助の対象外です。

5 補助金の振込について

Q 5 - 1 どのくらいの期間で振り込まれますか。

→実績報告書（不備のない状態）を提出してから約2か月で指定口座へ入金となります。

なお、振込日のお知らせは行っていません。

6 その他

Q 6 - 1 交付決定後に省エネ家電の購入をやめたため、申請を取り下げることができますか？

→申請取下書の提出が必要となります。環境政策課にご連絡ください。